

2. 平成21年産大豆入札取引の運営に関する特記事項

(1) 入札取引に関する規定等

平成21年産大豆入札取引の運営に関して、業務規程等の変更は、行わなかった。

事務処理方法等に関して、買い手登録手続きの簡素化を行った。

(2) 年産入札取引開始の準備

売り手登録受付案内

平成21年8月25日 協会ホームページ掲載案内

当協会が実施する大豆入札取引については、年産ごとに売り手及び買い手として参加する者を登録することとしています。

従来、売り手としてJA全農（全国農業協同組合連合会）及び全集連（全国主食集荷協同組合連合会）の2者が登録されてきましたが、平成21年11月から開始する平成21年産大豆入札取引に新規に売り手として参加を希望される場合は、下記により申請を受け付けることとしていますので、お知らせいたします。

1. 新規に売り手登録者となる場合の要件

農林水産省生産局長通知「国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（以下「要領」という。）」に基づく「生産者団体等」であって、要領の「生産計画及び集荷・販売計画（以下「計画」という。）」を作成する者

具体的には、地域農協連（経済連）、農協（単協）、2以上の集荷業者で構成する法人（事業協同組合等）で、上記計画を作成する場合は該当します。

○ 国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領第2の1（抜粋）

「生産者団体等」とは、次の（1）又は（2）に掲げる者であって、国産大豆の生産者（以下単に「生産者」という。）からその生産に係る大豆の売渡しの委託（当該委託を受けた大豆の集荷の業務を行う者からの当該委託に係る大豆の売渡しの委託及び当該大豆につき順次行われる売渡しの委託を含む。）を受けたものをいう。

（1）大豆の生産者がある直接又は間接の構成員となっている農業協同組合又は農業協同組合連合会

（2）大豆の集荷の業務を行う者がその直接又は間接の構成員となっている法人（（1）に掲げる者を除く。）

2. 入札取引に上場できる大豆の要件（大豆の入札取引に係る業務規程（以下「規程」という。）第5条）

取引の対象とする大豆は、次の全てに該当する大豆とします。

（1）国内産大豆のうち、農産物検査法（昭和26年法律第144号）第2条第1項に規定する農産物検査をうけた大豆であって、その規程に定める普通大

豆の1等から3等までの品位又は特定加工用大豆合格の品位に適合する大豆

(2) 過去に販売されたことがない大豆（売り手が大豆生産者から販売の委託を受けた大豆）

(3) 生産者団体等により販売される大豆であって、生産年の8月31日までに生産者から売渡しの委託の申込みが行われ、生産年の翌年の3月31日までに生産者から生産者団体等に引き渡されたもの

3. 売り手の上場義務（規程第3条）

入札取引は、大豆の産地品種銘柄等ごとの需給動向及び品質評価を的確に反映した価格形成を図るとともに、その価格が入札取引以外の取引の指標として活用されることをねらいとしていることから、

売り手別の集荷・販売計画において

①当該年産の大豆の販売予定数量の合計の1/3以上の数量
かつ

②当該年産の販売予定数量において、500トン以上の産地品種銘柄について、
1/3以上の数量

を入札取引の対象とします。

4. 売り手登録者の経費の負担（規程第4条）

売り手及び買い手は、協会の運営に要する経費として、次に掲げる登録料及び拠出金を拠出する必要があります。

① 登録料：年産毎に1万円

② 運営拠出金（入札取引により取引される数量及び取引指標価格を基準として契約栽培及び相対で取引される数量に応じて拠出）

：大豆60kg当たり、売り手、買い手それぞれ1円

（但し、買い手は、代金に上乘せして、売り手を通じて拠出）

5. 事務処理の方法（規程第33条）

上場申し出、代金決済、物流指示等の事務処理方法については、基本的に従来から売り手登録者が実施している方法と同様としますが、具体的には協会と売り手登録者が別途協議して設定することとなります。

買い手新規登録案内

平成21年9月1日協会ホームページ掲載案内

平成21年産大豆入札取引の新規買い手登録の申請について

平成21年産大豆の入札取引は、本年11月に開始の予定ですが、それに先立って入札取引に参加して買受けを行う者（買い手）の登録の申請受付を行います。

申請を希望される場合は、申請書類を郵送しますので、担当までご連絡下さい。

申請書類の提出及び登録料の払込期限は、平成21年10月1日（木）とします。

買い手新規登録受付案内文書

平成21年産大豆入札取引に係る買い手登録（新規登録）申請の受付について

平成21年9月1日
(財)日本特産農産物協会

平成21年産大豆の入札取引は、本年11月に開始の予定ですが、それに先立って入札取引に参加して買受けを行う者（買い手）の登録の申請受付を下記により行います。

記

1. 入札取引への参加資格

大豆の販売の事業を行う者、大豆を使用した製品の製造を行う者又はこれらの者が構成する法人その他の団体であって、当協会が定める「大豆の入札取引に係る買い手登録者遵守事項」に同意する場合は、買い手として大豆入札取引に参加することができます。

2. 申請書類

①別紙様式1 登録申請書（買い手）

②印鑑登録証明書

③別紙様式2 大豆入札取引買い手登録者届出事項一覧表（新規登録用）

入札票、入札ロット明細書の配付方式については、付属文書1をよくお読みいただき、記入してください。

④入札保証金返還口座届出書

⑤登録申請書添付書類

・法人の場合

ア 定款、規約等（事業内容に大豆に係る事項が記載されている必要があります。）

イ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

ウ 直近の事業年度における事業収支状況及び事業用資産に関する資料（貸借対照表、収支決算書、財産目録等）

・法人格を有しない団体の場合

ア 定款、規約等（事業内容に大豆に係る事項が記載されている必要があります。）

イ 代表者の住民票（代表者の氏名、住所を証する書類）並びに履歴書

ウ 団体構成員の最近の財産状態を明らかにする書類（所得証明書、課税証明書、預金残高証明書等）

・個人の場合

ア 住民票（申請者の氏名、住所を証する書類）並びに履歴書

イ 申請者の最近の財産状態を明らかにする書類（所得証明書、課税証明書、預金残高証明書等）

3. 申請書類コピーの売り手への提供

与信管理上の必要により売り手（全農、全集連）から、文書で要請があった場合、申請書類のうち、次の文書の写しを情報の適切な管理を条件に提供することがあります。なお、提供した場合には、そのことを申請者に通知します。

登録申請書（買い手）

印鑑登録証明書

登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人の場合）

代表者（個人の場合は申請者）の住民票（法人以外の場合）

4. 登録料払込み

年産毎に登録料を申し受けます。

所定の振込口座に登録料 金1万円を平成21年10月1日までにお振り込みください。

振込先（省略）

5. 登録の通知

当協会は、申請受付後、申請書類の内容を審査・確認し、登録料の入金を確認した場合、申請者が次に掲げる事項に同意したものとみなし、平成21年産大豆入札取引買い手登録者として登録し、登録者あてに登録した旨、通知します。

また、協会のインターネットホームページに都道府県別登録者名を掲載・公表します。

同意事項

財団法人 日本特産農産物協会の大豆入札取引に参加するに当たって、「大豆入札取引買い手登録者遵守事項」に同意し、落札決定通知を受けたものについて、速やか

以上

買い手継続登録案内

21特農協第154号

平成21年9月1日

平成20年産大豆入札取引

買い手登録者

各位

財団法人日本特産農産物協会
理事長 小高良彦

平成21年産大豆入札取引に係る買い手登録（継続登録）申請の受付について

平成21年産大豆の入札取引は、本年11月に開始の予定ですが、それに先だって入札取引に参加する買受けを行う者（買い手）の登録の申請受付を下記により行うこととしましたので、お知らせします。

なお、継続登録を希望されない場合は、その旨、当協会までご一報下さるようお願い申し上げます。

記

1 継続登録希望者（平成20年産買い手登録者）

平成20年産大豆入札取引買い手登録者が平成21年産取引に継続して参加を希望する場合、登録手続きの簡素化のため、改めて登録申請書を提出していただく、登録料の払込みを以て、登録の申請があったものとみなすこととしました。

継続登録を希望される場合は、以下の手順により、手続きを行って下さい。

(1) 登録料払込み

年産毎に登録料を申し受けます。

所定の振込口座に登録料金1万円を平成21年10月1日までにお振り込み下さい。

振込先（省略）

(2) 登録の通知

当協会は、登録料の入金を確認した場合、申請者は次に掲げる事項に同意したものとみなして、平成21年産大豆入札取引買い手登録者として登録し、申請者あてに別途登録した旨の通知しますので、ご了承下さい。

同意事項

財団法人 日本特産農産物協会の大豆入札取引に参加するに当たって、「大豆入札取引買い手登録者遵守事項」に同意し、落札決定通知を受けたものについて、速やかに売買契約を締結するとともに、受渡期限までに確実に落札玉を引き取ること。

(3) 大豆入札取引買い手登録者届出事項一覧表（継続登録用）の提出

協会からの案内に同封の当該書類の記載内容を確認して下さい。変更がある場合には、修正内容を記入して下さい。入札票、入札ロット明細書の配付方式について改めて確認しますので、付属文書1をよくお読みいただき、記入して下さい。なお、変更がない場合にあっても、確認者の記名、捺印の上、協会あて必ず返送して下さい。）

(4) 入札票に用いる印について

入札に際し、入札票に押印する印は、平成20年産入札取引登録申請の際の「代表者印」又は「入札票に用いる印」として、既に当協会に届け出た印を使用して下さい。

なお、印を変更する必要がある場合は、別紙様式届け出書を代表者名義で提出して下さい。（必要な場合は、お送りしますので、ご連絡下さい。）

以上

(3) 年産入札取引運営方針

平成21年11月27日開催の第36回大豆入札取引委員会において、次の事項を申し合わせた。

1. 月別入札取引回数 の 予定

月2回実施を基本とし、必要に応じて調整する。

2. 落札大豆の受渡期限

入札日から60日以内（前年産と同じ）

3. 入札取引結果の公表

各月の次の集計値を資料に取りまとめ、各月月末（休日等の関係で日程は適宜調整する。）に登録者に配付・公表する。

・普通大豆・特定加工用大豆別産地品種銘柄等・粒別上場数量、落札数量、落札価格

・平均落札価格（普通大豆・特定加工用大豆加重平均値）

配付・公表の方法：登録者に郵送、インターネットの協会サイトに掲出、農林水産省内記者クラブ等に配布

（4）取引監視

年産の取引開始時点の平成21年12月16日（火）に取引監視委員会全体委員会を開催し、監視の方針について審議した。

また、入札取引実施回ごとに3名の委員が立ち会い、不正がないことを確認した。

取引終了後の平成22年10月22日（金）に取引監視委員会全体委員会を開催し、監視経過について審議した。